

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和7年6月 11 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2500010 号
厚生局事案番号 : 北海道(国)第 2500001 号

第 1 結論

昭和 61 年 7 月から昭和 62 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 7 月から昭和 62 年 3 月まで

請求期間の国民年金保険料については、昭和 62 年から平成元年の間にまとめて納付したが、年金記録では未納期間と記録されているので、納付した記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、自身が 20 歳となった昭和 60 年*月以後、昭和 61 年 3 月までの国民年金保険料は両親が納付し、請求期間を含む昭和 61 年 4 月から昭和 62 年 3 月までの保険料については、昭和 62 年から平成元年の間に、自身がまとめて納付しており、その当時に保険料をまとめて納付したのは 1 回のみであった旨述べている。

しかしながら、オンライン記録及び請求者の請求期間当時の住所地であった A 市が作成した国民年金被保険者名簿によると、昭和 60 年*月の国民年金保険料は、同月 29 日に納付され、その後、請求者が保険料をまとめて納付したと述べている時期中の昭和 63 年 1 月 12 日に、昭和 60 年*月から昭和 61 年 6 月までの保険料がまとめて納付されていることが確認でき、請求者が述べている納付状況と相違している。

また、政府による国民年金保険料の徴収権については、保険料の納付期限(昭和 61 年 4 月以後は翌月末日)から 2 年を経過したときは時効によって消滅するところ、オンライン記録によると、請求期間の始期である昭和 61 年 7 月に係る保険料の徴収権が時効消滅する前の昭和 63 年 8 月 5 日に、請求者の当時の住所地を管轄する B 社会保険事務所(当時)が請求者に対し納付書を作成したことが確認できることから、同日において、請求期間に係る保険料は納付されていなかった状況が認められる上、その後に請求期間の保険料が納付された形跡も見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金保険料に係る領収書等の資料を所持していない上、請求期間の保険料に係る納付書の入手方法及び保険料を納付した場所についての記憶が曖昧である。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 2400175 号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 2500010 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 62 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 23 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

請求期間は、A社が運営するB事業所で勤務していた期間であるが、給与支給明細書によると、年金記録の標準報酬月額に見合う額よりも高い厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間における標準報酬月額は、16 万円と記録されており、厚生年金保険の制度において、標準報酬月額は、毎年 7 月 1 日現在で事業所に使用される被保険者について、当該日前 3 か月間（4 月、5 月及び 6 月）の報酬月額に基づいて決定し、当該決定された標準報酬月額は、9 月から翌年 8 月までの各月に適用されるところ、請求者が所持する給与支給明細書及びA社から提出された賃金台帳によると、請求者の請求期間における標準報酬月額の決定の基礎となる期間（平成 23 年 4 月、5 月及び 6 月）に支払われた報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）は、16 万円と認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者が所持する給与支給明細書及び当該事業所から提出された賃金台帳により、事業主が源泉控除していたことが確認できる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額（16 万円）を上回る 17 万円であるものの、本来の標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、厚生年金特例法による保険給付の対象とならないため、訂正は認められない。